

社会資本整備審議会建築分科会第29回官公庁施設部会
及び第13回事業評価小委員会

令和4年8月1日

【司会】 それでは、定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会第29回官公庁施設部会及び第13回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から、合同開催とさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず、ウェブ会議の操作方法について御案内させていただきます。

委員の皆様におかれましては、発言者の音声を明瞭にするために、カメラをオン、マイクをオフにしてください、御発言いただく間に限りマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。画面上、カメラとマイクのアイコンにスラッシュが入っていると、オフになっております。

また、傍聴している報道関係の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常にオフにした状態で傍聴をお願いします。

官公庁施設部会については社会資本整備審議会令の規定により、事業評価小委員会については事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は3分の1以上となっております。本日は、〇〇委員が欠席されておりますが、部会及び小委員会とも定足数を満たし成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の資料につきましては、事前にお配りした資料を御覧ください。委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただき、資料の御確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、マイクをオンにしてください、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

次に、部会の委員でございますが、従前からの委員である野口委員におかれましては、社会資本整備審議会令の規定により再任されておりますので、御報告させていただきます。また、官公庁施設部会運営規則の規定により、本委員会の委員として指名されております。

さらに、小委員会の委員につきましては、資料2の名簿のとおり、皆様指名されてお

ます。

【司会】 ここで開会に当たり、官庁営繕部長より一言御挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会の第29回官公庁施設部会及び第13回事業評価小委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より官庁営繕の事務事業に対しまして御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議事であります「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたところでございます。

本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願い申し上げます。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

ここで少し、官庁営繕の最近の取組について御紹介申し上げたいと思います。

まず、平成29年1月に答申をいただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」を受けた取組として、本年3月に「公共建築物におけるZEB事例集」の作成、公表をいたしております。

次に、建設現場における働き方改革を推し進める取組として、今年度から、週休2日促進工事として指定する工事の対象に、大規模な改修等を加えております。

さらに、生産性向上を目指し、新築事業において設計段階で作成したBIMデータを施工段階に引き継いで活用する取組や、建設現場の遠隔臨場の取組を進めております。遠隔臨場につきましては、実施要領を作成し、原則全ての営繕工事で適用することといたしました。

また、政府実行計画に基づき、ZEBの実現を目指すとともに、木材利用促進法の改正等を受けて、官庁施設の木造化・木質化をより一層進めております。これらの取組につきましては、後ほど御報告させていただきます。

最後に、委員の先生方におかれましては、官庁営繕事業の新規事業採択時評価に係る熱心な御審議をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

次に、部会長は、社会資本整備審議会令の規定により、委員の互選により大森委員が部会長に選任されております。小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく大森委員が委員長に指名されております。

また、部会長代理は、社会資本整備審議会令の規定により、野口委員が部会長代理に指名されております。小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく野口委員が委員長代理に指名されております。

それでは、以後の議事進行は部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 早速、議事を進めさせていただきたいと思っております。

資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものでございます。これにつきましては、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思います。

まず、第1の議題は、官庁営繕事業の新規事業採択時評価についてです。この議題について、事務局から御説明をお願いします。

【国土交通省】 資料4につきましては、官庁営繕事業の評価結果につきまして公表する資料で、国土交通省共通の様式で整理をしております。本日の説明につきましては、資料4ではなく、各案件について、より詳しく記載しております資料4の参考1から参考5までを用いて説明させていただきます。

個別事業3件の説明に先立ちまして、まず、官庁営繕事業の事業評価制度の概要について説明させていただきます。参考1を御覧ください。

まず、1ページ目になります。国土交通省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づきまして、政策評価基本計画を策定し、個別事業ごとに評価を行うこととしております。これを踏まえまして、官庁営繕事業では、官庁営繕費による新営事業を対象とした評価を実施しております。

続きまして、2ページ目に移ります。事業評価におきましては、新規事業採択、再評価、完了後の事後評価という3種類がございます。本委員会で御審議いただきますのは、一番上の新規事業採択評価になりまして、事業費を予算化しようとする事業について評価を実施しております。

続いて、3ページ目です。官庁営繕の事業評価では、事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果、3つの視点で評価しております。それぞれについて、採択の要件

である100点または100点以上を満足することが必要になります。

視点の1つ目、事業計画の必要性の評価についてです。現在建物が抱えている問題が多いほど評点が高くなるという手法を採用しておりまして、老朽、狭あいなど全部で9項目について評価をしております。これらの項目を評価しまして、100点以上になることを確認しております。

続いて、視点の2つ目、事業計画の合理性です。建て替えしようとする事業計画の案に対して代替案がある場合、ライフサイクルコストで比較を行います。この代替案の設定ですが、事業案と同等の性能が確保できるものがあるか確認いたしまして、代替案Aのように既存庁舎の改修プラス増築するものや、代替案Bのように民間ビルの借り上げといったものを案といたします。その代替案と比較した結果、事業計画案のほうが安いまたは合理的である場合には、100点を付与することとしております。

なお、事業計画案と同等の性能を確保できる代替案がない場合も、100点を付与することとしております。

続きまして、視点の3つ目、事業計画の効果についてですが、この評価はB1の基本機能とB2の付加機能に分かれております。

B1は事業計画において、業務を行うための必要な基本機能が発揮されるかどうか、建物の位置、規模、構造の観点から採点し、100点以上であることを確認します。B2は評点による評価ではありませんが、自然エネルギーの利用やユニバーサルデザインなど、国の施策に基づく付加機能について評価を行っています。一般的な建築物の性能水準からプラスアルファされる機能の評価することとしており、確保する性能の水準を確認した上、計画内容から効果の発揮が期待できることを確認しております。

続きまして、参考2を御覧ください。1ページ目から13ページ目につきましては、事業評価に関する通達等となっております。詳細な説明は割愛させていただきます。

14ページ目を御覧ください。3番の事業計画の効果のうち、B2に関連する技術基準などが昨年度改定されました。2つありまして、官庁施設の環境保全性基準と、公共建築物における木材の利用の促進のための計画となります。

環境保全性基準につきましては、政府実行計画の改定を受けまして、BEIが0.6以下、ZEB Oriented相当以上を目指すものへと変更しております。木材の利用促進計画につきましては、木材利用促進法の改正を受けまして、木造化を図る建物の対象範囲を低層の建築物から全ての建物へと広げております。

なお、災害応急対策活動を行う施設につきましては、促進の範囲外となっていることは今までと変わっておりません。今年度はこれらの改定を踏まえまして、B2の評価をしております。

以上が事業評価制度の概要説明となります。

【部会長】 それでは、ただいまの御説明に関して御意見、御質問等あれば、お願いします。

【〇〇委員】 この手の説明のときに時々気になる点を2点、指摘しておきますが、1点は、大体事業計画として施設を集約する。それで、市役所とか県庁のコアゾーンのところに寄せますというところで、参考資料の2ページのところにその図が描いてあるのですが、毎度思いますが、もうちょっとこのエリアの全体像が説明されるほうがいいなと思っております。

こんなポンチ絵みたいな色塗りをしているというだけで、本当にこのエリアを真剣にやる気があるのかというところが若干、毎度気になっておりまして、自分たちの責任範囲外なので、図を付けにくいのは分かるのですが、もうちょっとここがこういうエリアになる、だからその中心エリアに持っていきますというのを、説得力を持って説明してほしいなと思っておりますので、今回は何となく分からなくはないので、いいと思いますが、次回以降気をつけてほしい、何か配慮できないかなと思っております。

もう1点は、今思ったのは、津波避難ビルとかのことを考えたときに、必ずしもこうやって集約するほうがいいわけじゃなくて、公共の施設で津波避難ビルになるようなところが分散しているほうがいいという点はあるような気がしたのですが、そういう観点というのは、こういう議論のときにはどうされているのかなと思うところです。

多分、ほかの津波避難ビルがあるから大丈夫とか、この距離なら十分ここに集約するのでいいとかという観点だとは思いますが、必ずしも官庁施設の関連のところとその役割を担わなければならないというわけではないですが、そういう地域の防災のところはこの計画が合致しているというのは、もう少し説明していただいてもいいのかなと思いました。

今回の中身については了解しておりまして、十分な内容だとは思っているのですが、一応、今後のこういう資料を作って説明するというところで、今のようなことはもう少し御配慮いただけたらと思っております。

以上です。

【部会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

特に御意見として伺うという趣旨だと思うのですが、事務局、何かありますか。

【国土交通省】 特にございません。ご意見ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、個々の事業につきまして御説明をお願いします。

まず最初に、大分地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いします。

【国土交通省】 まず、各事案の説明に先立ちまして、御審議いただく事業の選定経緯について御説明いたします。

官庁営繕では、全国で約4,000余りの官庁施設について整備を担当しておりまして、既存庁舎の防災・減災、そして老朽化対策といったものに重点的に取り組んでいるところでございます。その際、改修を原則としておりますが、改修では対応できないものに限って更新するということとしておりまして、特に緊急性が高いということ、敷地の確保など事業実施の準備が整っているということ、そして、より多くの重要課題の解決に資する効果の高いものが、今回御審議いただく3件でございます。

それでは、1件目の大分地方合同庁舎について御説明いたします。参考3を御覧ください。

1 ページ目、計画概要です。現在の合同庁舎は、老朽化による不具合に加えまして、対津波性能が不足しております。また、市内に点在する単独庁舎の税務署、地方气象台については老朽・狭あいがございます。さらに地方气象台につきましては、対津波性能の不足の課題を抱えております。

2 ページの位置図の真ん中に建設予定地と青で示した敷地に、これら3施設を集約する計画となっております。

当計画は、赤枠で示しました市の立地適正化計画における都市機能誘導区域及び市役所等がございます緑のエリア、景観地区、地区計画の官公庁業務ゾーンへの移転集約でございます。市が目指しておりますコンパクトシティへの貢献、そして災害対応の連携強化にも貢献する計画としております。

また、左下の航空写真を御覧いただければと思いますが、旧家庭裁判所は現在使用されておりませんが、この未利用国有地を解消し、有効活用を図るものでございます。

3 ページ目は現庁舎の概要ですが、いずれも築後52年から58年を経過している鉄筋コンクリート造でございます。

4 ページ目は新庁舎の概要で、鉄骨鉄筋コンクリート造の地上9階、9,300平米余りを計画しており、工事費、事業計画は、記載のとおりでございます。

5、6 ページ目でございますが、入居予定の6官署の業務概要は記載のとおりでございます。このうち、2つ目の財務事務所につきましては、地方公共団体への災害融資など、また6番目の地方気象台は、防災気象情報の発表、防災機関への伝達など、災害応急対策活動を行っている機関となっております。

7 ページ目から、評価の1つ目の視点、事業計画の必要性の評点について御説明いたします。

まず、入居予定官署ごとに、老朽から法令等の9項目のうち、該当する計画理由を整理しております。1つ目の行政相談センターは、老朽を主要素として90点、地域連携4点を加算して、94点を評点としております。2つ目の財務事務所、こちらは防災官署でございますので、さらに防災機能に係る施設の不備を従要素として4点を加え、98点としておりますが、8ページの4つ目、労働基準監督署までの4官署は、いずれも現合同庁舎に入居しておりますので、建物の老朽等については同じ評点となっております。

9 ページ目は、単独庁舎の評点です。税務署は老朽を主要素に、狭あい、分散等の各従要素を加えまして、98点。地方気象台も同様に老朽を主要素として、各従要素を加えて、102点としております。

10 ページ目は、合同庁舎の評点です。官署ごとの評点を計画面積の割合で加重平均して97点。合同庁舎計画に基づく事業でございますので10点加算しまして、合計107点となり、100点以上となりますので、必要性を有していると評価しているところでございます。

評点を付しました各計画理由の詳細ですが、11 ページ目が合同庁舎、12 ページ目が税務署、地方気象台の各庁舎の老朽の現況について、13 ページ目が各庁舎の狭あいの現況について、営繕職員が計画立案に際しまして、現地調査で確認したものをお示ししているところでございます。

14 ページ目が税務署、地方気象台の分散の現況ですが、いずれも敷地内で書庫などが分散しておりまして、職員、来庁者の行き来がございまして、業務への支障がある状況となっております。

15 ページ目、地域連携の項目を加点しておりますが、地域防災への貢献の取組としまして、災害時の一時避難場所としての機能確保、そして、津波避難ビルとしての整備を予

定しております。また、防災面での連携に関しましては、大分市から要望書を頂いているところでございます。

16ページ目は、防災機能に係る施設の不備についてです。最大クラスの津波による浸水によりまして、1階に設置しております電気設備が機能しなくなり、財務事務所、地方気象台が実施する災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることから、評点を付しております。

その下、施設の不備の項目では、税務署の一部、地方気象台はエレベーターが未整備で、バリアフリー未対応でございますので、評点を付しております。

以上が、必要性の説明となります。

続きまして、17ページ目、2つ目の視点、事業計画の合理性ですが、事業案と代替案の費用を比較しております。

代替案の設定に当たりましては、現庁舎それぞれを賃借施設、改修、建て替えを想定しており、今回は右下のとおり、最も安価である現庁舎をそれぞれ建て替える案を代替案として設定しております。また、※の記載のとおり、賃借施設については、必要な面積、耐震性を有するものが見つかりませんでしたので、比較対象としておりません。

総費用の比較の結果、事業案の方が6.8億円、経済的でしたので、合理性の評点を100点としております。

18ページ目は、3つ目の視点、事業計画の効果、B1の基本機能の評価です。一番上の用地については国有地である点、3段目でアクセスが良好である点を評価し、B1の評点を121点とし、100点以上ですので、効果があると評価しております。

なお、2段目の災害防止・環境保全の項目につきましては、大分市内中心部の大部分が津波浸水エリアでございますが、技術的に対応可能ということで、1.0としております。

19ページ目は、B2の施策に基づく付加機能の評価でして、評価項目ごとに確保する性能の水準、主な計画内容とそれにより期待できる効果を一覧で示しております。先ほど技術基準等の改定について説明がありましたとおり、2段目の環境保全の項目では、基準の改定を踏まえまして、BEI0.6以下のZEB Oriented相当以上となる計画としております。

その下の木材利用促進の項目でございますが、災害応急対策活動を行います財務事務所、地方気象台が入居予定でございますので、内装等の木質化を図る計画としております。

最後に、20ページに以上の3つの評価結果をまとめておりまして、事業計画の必要性、

合理性、効果、全てにおいて100点以上でございますので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

説明は以上でございます。

【部会長】 これに関して御意見、御質問があればお願いします。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 説明ありがとうございます。また、集約する施設の場所の説明を丁寧にいただき、ありがとうございます。

全体としては賛成でございます。1点お尋ねしたいのですが、気象台を含めた一体化をするときに、気象台だけが防災機能として、より高い機能を求められるような気がするのですが、そういう建物を一体化するときに、何か点数上の配慮とか、つまり、1個レベルの高いものが入ってしまうと、当然建物全体としては、全体の価格が上がるような方向になりそうですけれども、それ自体、私はいいと思っているのですが、公共事業の評価として、そういう点はどこまでされているのでしょうかという確認です。

【国土交通省】 ありがとうございます。今回、大分地方合同庁舎に入居する官署のうち、おっしゃられていた地方気象台のほかに、財務事務所、この2官署が災害応急対策活動を行うものと位置付けられております。合同庁舎には、いろいろな官署が入って、また使用している間でも入れ替わりがあります。おっしゃられるとおり、全体として耐震性等が強化された建物とすることとしておりますが、長い間使うという意味で、所要の機能、性能を持たせて整備することとしております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。それでよろしいかと思えます。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。御提案そのものには賛成です。

この建物は耐震改修で、後で付けたブレースのフレームだとか、比較的新しいと思われる部分にも、老朽化の所でひび割れとか爆裂が多数発生しているという状況が報告されておりまして、その点、非常に気になっております。

ですので、今度新しく建てる建物は、これが例えば原因が配管の漏水だとか、そういったものによるものなのか、それとも立地上、コンクリートにひび割れが起こったとしたら、鉄筋が非常に腐食しやすい環境にあるとか、何かそういった原因として怪しい点があれば、

それに対する対策を十分取っていただきまして、再発防止に努めていただきたいと思います。そのためメンテナンスの計画だとか、そういった部分についても目配りしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【国土交通省】 前半につきましては、これから設計を行いますので、特にここ大分市は、海が近い場所ということもございますので、その辺については配慮した上で、設計を進めていきたいと考えております。

また、2つ目のメンテナンスの件でございますが、建物のメンテナンスにつきましては施設管理者が実施しております、国土交通省は保全指導を実施しているという形となっております。ただ、国交省でも予防保全による施設の長寿命化を進めているところでございますので、今後も適切に保全指導を進めていきたいと考えております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。特にないでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、直江津港湾合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いします。

【国土交通省】 続きまして、2件目の直江津港湾合同庁舎について御説明いたします。参考4を御覧ください。

1 ページ目、計画概要です。新潟県上越市にございます現在の港湾合同庁舎につきましては、老朽化による不具合に加えまして、津波に対する構造体の安全性が不足しているなどの課題を抱えているため、現地建て替えを行う計画としております。

計画地は、地図の右上に青で示しました、直江津港に近く、県の港湾事務所に隣接した敷地でございます。当計画により、最大クラスの津波に対する災害応急対策活動が可能となり、国民の安全・安心の確保、そして、津波避難ビルとしての地域防災への貢献ができる計画としております。

2 ページ目、現庁舎は、築51年を経過した鉄筋コンクリート造の3階建てでございます。新庁舎は、同じく鉄筋コンクリート造の地上4階、1,900平米余りを計画しており、工事費、事業期間につきましては、記載のとおりでございます。

3 ページ目は、入居予定の4官署の業務概要でございます。このうち、一番下の海上保

安署につきましては、警報等の伝達、情報収集、海難救助などの災害応急対策活動を行う機関となっております。

4 ページ目から、事業計画の必要性について御説明いたします。入居予定の4官署はいずれも現港湾合同庁舎に入居しておりますので、同様の計画理由となっております。

1つ目の税関支署出張所については、老朽を主要素として90点、狭あい、地域連携、施設の不備の従要素等を加算しまして、102点を評点としております。

2つ目の検疫所出張所は、狭あいがありませんので、98点。

次のページの植物防疫所出張所につきましては、税関支署と同じ評点となります。

4つ目の海上保安署につきましては、防災官署ですので、防災機能に係る施設の不備を主要素として100点、その他を従要素として加算し、127点としております。

6 ページ目、各官署の評点を面積加重平均した115点に、合同庁舎計画の10点を加算しまして、合計125点としております。

各計画理由の詳細ですが、7 ページ目に現庁舎の老朽の状況を、次のページにわたって各官署の狭あいの現況を紹介させていただいております。

9 ページ目は、地域連携の項目です。現庁舎につきましては、開庁時のみ利用できる津波避難ビルとして指定されておりますが、新庁舎については、誰もが安心して24時間対応できる外部階段の設置、もしくは十分な避難スペースを確保する予定としており、地域防災まちづくりへの貢献ができるものとして加算しております。

なお、津波避難ビルとしての整備に関しまして、上越市からも要望書を頂いているところでございます。

10 ページ目は、海上保安署の防災機能に係る施設の不備についてです。左の箱にございますとおり、津波による波圧、滑動などに対して構造体の性能が不足している状況であり、災害応急対策活動に支障を来すおそれがありますので、主要素としております。また、施設の不備の項目で、エレベーター、車椅子利用者用便所が未整備ですので、加算しております。

以上が、必要性の説明となります。

続いて、11 ページ目の事業計画の合理性です。代替案の設定ですが、賃借施設については、必要な耐震性を有するものがないということ、改修については、先ほどの対津波性能と同様ですが、基礎部分の強度等が不足していること、それと、別地建て替えにつきましては、適当な国有地等がないことから、事業案と同等の性能を確保できる案の設定が困

難でございますので、評点100点を付しております。

12ページ目の事業計画の効果のB1評価については、大分同様、一番上の用地、上から3番目のアクセスについて評価をし、121点としております。計画地は津波浸水エリアでございますが、技術的に対応可能でございますので、災害防止・環境保全是1.0としております。

13ページ目のB2評価でございますが、環境保全性でBEIを0.6以下とし、また、木材利用促進につきましては、海上保安署が入居しますので、内装等の木質化を図る計画としております。

以上の評価のまとめが14ページでございまして、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

説明は以上となります。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して御質問、御意見等ございましたら、挙手をお願いします。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 今回の御提案も、この評価については問題ないと思っております。

その後の設計とか維持管理に関するコメントなのですが、横浜で確か税関とか検疫とか、そういった複雑な管理になりそうな建物があったかと思えます。今回も、こういう海の関連の建物で、管理状況が非常に複雑になっているので、その設計情報について、こういう類似の建物が今後できるときのために、共有していただくのが大事ななと思いました。

それと、ちょっと気になったのは、これが津波避難ビルとして、防災拠点として機能するときに、もともとの日常的な使い方としては非常にばらばらに管理しなきゃいけないという宿命を負っているものに対して、いざ津波避難ビルとして、避難と防災拠点として活躍するときというのは建物が一体となって機能しなきゃいけないというところなので、ここは設計上も管理上も工夫が必要かなと思いました。

一方で、こういった事業はたくさんありますし、同じような問題、課題というのは、全国で多々出てくると思いますので、そういった点での設計情報の共有とか、管理上の工夫の情報の共有などは、この後していただければと思いますし、できれば、この委員会に関わるところで言うと、評価する側としての我々にも、建てた後とか運用し始めた後で結構ですので、そういった情報を共有していただいて、また次の事例に対して、そういうこと

を自信を持って、ここはいいプロジェクトですねと言えるような状況にしていただければ
と思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局は特にいいですか。

【国土交通省】 はい、特にございません。

【部会長】 それでは、〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。事業に関しては、賛同いたします。今般、厳
しくなっている建物の省エネ性能のBEIですね。ZEB Oriented相当の省エ
ネを求めるとのことと、木造・木質建材を求めるとのことです。かなり事業を行うと
きの計画ですとか、あるいは施工時のコストの問題とか、こういう対応が必要になる可
能性があるのではないかと思います。今後、官庁営繕には、事業者等に公募されていくよ
うなときに、これらの点で困らないような配慮がされていると良いと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

では、ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、名寄税務署の新規事業採択時評価をお願いいたします。

【国土交通省】 それでは、3件目の名寄税務署について御説明いたします。参考5を
御覧ください。

1 ページ目、計画概要です。名寄市は北海道の道北エリアに位置しておりまして、現在
の税務署につきましても、構造体の老朽化が著しく、また、業務量の増大による狭あい、
それと、庁舎機能の分散などの課題を抱えている状況であるため、同じ区域内の隣地に建
て替える計画でございます。

計画地は、地図の右上に青で示しておりますが、警察署、市役所などの行政施設が集結
した地区でございます。また、名寄駅からも1キロ程度の利便性のよい場所にございま
す。

2 ページ目、現庁舎は築62年を経過した鉄筋コンクリート造の2階建てでございます。

3 ページ目は新庁舎の計画概要でございますが、木材利用促進の基本方針で、積極的に
木造化を推進する対象となっておりますので、鉄筋コンクリート造と木造の混構造として
おります。また、地上2階、1,100平米余りを計画しております。工事費、事業期間は

記載のとおりでございます。

4 ページ目、税務署の業務概要と組織でございます。管轄エリアとしましては、周辺の 8 市町村と広範囲でございますが、一般的な税務署業務を行っているところと聞いております。

5 ページ目から、事業計画の必要性についてです。現税務署の現存率は 46%でございますので、老朽を主要素として 100 点、狭あい等の従要素を加算しまして、113 点を評点としており、100 点以上となっております。

6 ページ目は、現庁舎の老朽と狭あいの現況ですが、外壁がひび割れており、大変危険な状況、また、通路を応接スペースとして使用せざるを得ない状況などが御確認いただけたと思います。

7 ページ目は分散の現況ですが、敷地内において複数の別棟を書庫、休養室などの用途で利用しておりまして、庁舎機能が分散していることから、業務の支障が生じている状況ですので、加算しております。また、施設不備の項目で、階段の寸法がバリアフリーの基準に不適合でございますので、加算しております。

以上が必要性の説明となります。

続いて、8 ページ目の事業計画の合理性です。代替案ですが、賃借施設については、市内に必要な面積を有する施設がないこと、改修につきましては、経年によるコンクリートの中性化が進行しており、鉄筋のさびによる爆裂等が見られることから、事業案と同等の性能を確保できる案の設定が困難ですので、評点 100 点を付しております。

9 ページ目の事業計画の効果の B1 評価につきましては、先ほどの合同庁舎と同様に、一番上の用地、3 番目のアクセスを評価しまして、121 点としております。

なお、名寄市街地の大部分につきましては、河川氾濫による浸水エリア内でございますが、技術的に対応可能ということで、災害防止・環境保全を 1.0 としております。

10 ページ目の B2 評価については、環境保全性で BEI を 0.6 以下とする計画、また、木材利用の促進については、木造化を図る計画としております。

11 ページ目で、以上の評価のまとめとしまして、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

説明は以上となります。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して御質問、御意見等ございましたら、挙手をお願いし

ます。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 この原案について、反対ということではなくて、質問なのですが、この建物の近くにはほかにも役所があって、今後また改築などがあった場合に、ばらばらに対応することになるのかと思うのです。こういうときに、選択肢として合同でやるという案は出なかったのでしょうか。

【国土交通省】 まず、周辺の国の施設としましては、職業安定所でありますとか、労働基準監督署というのがございます。ただ、こちらの施設は比較的新しい庁舎で、まだ建て替える時期の段階ではないと認識しておりまして、また一方で、名寄税務署は先ほど説明したとおり、老朽化が突出しているという状況でございますので、合同庁舎化というのがなかなか时期的に難しいかなと考えております。

また、自治体の行政施設については、警察署については令和2年度に建て替えたばかりということ、市役所については、市の計画においては維持補修する方針と聞いておりますので、合築というものができなかったという状況でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 遅かったということですね。結構でございます。

【部会長】 他はいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございます。こちらの事業評価という点では異論は全くないのですが、建物が鉄筋コンクリート造と木構造の混構造になるということで、どうしても異種構造のちょうど境目の辺りというのは、設計の不整合であったり、責任の所在が明確でないことによる、それに起因する施工不良だとか、何かと起こりやすい部分ではありますので、設計施工の段階の管理をしっかりとしていただけるとありがたいと思いました。

コメントだけです。

【部会長】 ありがとうございます。

【国土交通省】 御指摘を踏まえまして、設計、施工段階に注意をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【部会長】 他、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、ないようですので、本件議題につきまして、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思っております。

いずれの3件につきましても、新規事業化については妥当であるとの結論でよろしいでしょうか。異論がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせいただくと幸いです。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思っております。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私に御一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

最近の官庁営繕行政についてを報告していただきます。事務局から簡潔にお願いいたします。

【国土交通省】 では、お手元の資料5、最近の官庁営繕行政について御報告申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。官公庁施設部会において平成29年1月に取りまとめたいただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を踏まえた取組状況について、一覧にしております。左端に答申の内容、その右側に主な取組を記載しており、昨年度からの進捗のあった取組を赤字で示しております。

新しい取組といたしましては、(2)技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等に関して、後ほども説明いたします「公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集」の作成・公表を今年3月に行っております。

答申後、答申で示されました当面実施すべき施策について、継続的に見直し、発注者の理解促進を図るなどしながら取組を進めてまいりました。これまでの5年間の成果を踏まえつつ、地方公共団体のニーズに応じたきめ細やかな対応を図るなど、各取組の更なる推進、横展開を図っていくよう考えておりますが、今後、官公庁施設部会における報告につきましては、大きな進展があった場合に報告するなど、少し対応を整理していきたいとも考えております。

その次、2ページをお願いいたします。「営繕工事における働き方改革の取組について」です。営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化しており、今年度の新たな取組

を赤字で示しております。

週休2日促進工事につきましては、原則発注者指定とする対象を、これまでは新築工事としていたところ、規模の大きい改修工事等を追加して実施することとしております。ICTの積極的な活用等の内容については、次のページで説明させていただきます。

3ページを御覧ください。「営繕工事における生産性向上技術の活用について」でございます。今年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等に、BIMの活用促進について盛り込まれております。これを踏まえて、今年度も段階を進めながら、BIMの活用試行や遠隔臨場に取り組むこととしております。詳細は次のページで説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。上段の「BIMの取組」については、今年度から新たに作成したEIR（発注者情報要件）を活用しながら、BIMモデルを設計から施工に引き継ぐなどの試行を行うこととしております。

また、下段の「建設現場の遠隔臨場」については、昨年度の試行結果を踏まえ、実施要領を作成し、今年7月以降に発注する原則全ての工事で適用するというようにしております。

次に、5ページを御覧ください。「官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組」（ZEB）についてです。

昨年10月に閣議決定された「政府実行計画」において、「今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す」とされております。官庁営繕においては、これに基づき、新築事業におけるZEB化に取り組むとともに、各省各庁や地方公共団体の参考として、先進事例のノウハウをまとめた「ZEB事例集」の作成・公表、それから、「環境保全性基準」の改定を行っております。

次に、6ページを御覧ください。「木材利用」の取組についてです。

昨年10月の木材利用促進法の改正施行に合わせて、新しい基本方針が定められ、原則木造化する対象について、従前は低層建築物とされていたところ、コスト・技術面で困難な場合を除き、中高層を含む全ての建築物とされました。官庁営繕ではこれを踏まえ、中高層建築物の木造化の手法について技術的検討を行うなどしつつ、引き続き、技術基準類の整備、情報提供、直轄事業における積極的な木材利用の推進に取り組んでおります。

その次に、7ページを御覧ください。「霞が関地区の主な整備状況」についてでございます。

す。

官庁営繕では、平成20年6月に取りまとめていただきました「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」についての答申等を踏まえて、霞が関地区の官庁施設整備を推進しているところで、その状況についての報告となります。主要事業につきまして、この官公庁施設部会の場で報告し、御意見を賜り、答申の考え方への整合を確認しながら、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

赤の破線で囲っているところが、官公庁施設を集中配置する「一団地の官公庁施設」として、都市計画決定されている「霞が関団地」です。国立劇場の再整備に伴い、近接区域を含め、一団地の範囲から除外する都市計画変更につきまして、昨年11月に決定されました。

それから、青の吹き出しはPFI事業で、内閣府新庁舎が設計中、中央合同庁舎第8号館は維持管理・運営中となっております。黄色の吹き出しは直轄の建て替え事業で、新たな公文書館及び憲政記念館、警察総合庁舎が設計中となっております。

次に、8ページをお願いいたします。「新たな公文書館及び憲政記念館」の概要を掲載させていただいております。昨年度の動きといたしまして、憲政記念館の代替施設が完成いたしました。

次に、9ページをお願いいたします。「内閣府新庁舎」についてです。

PFI事業で整備を進めているもので、「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」の答申等を踏まえ、要求水準を設定しており、これに従い、事業者による基本設計が完了いたしました。右側にあります外観図の中央よりも若干右側の建物が、新庁舎となります。その左側の8号館や、右奥の衆議院第2別館と調和を図り、国会議事堂の軸線等に配慮したものとなっております。

その後、現在は実施設計及び埋蔵文化財調査等を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

これは報告ですが、何かございましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

それでは、予定しておりました議事は全て終了しましたので、議事の進行を事務局へお返しします。

【司会】 部会長、議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御熱心な御議論をいただき、あり

ありがとうございました。

以上をもちまして、第29回官公庁施設部会及び第13回事業評価小委員会を終了させていただきます。

— 了 —